

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
一般質問	6
2番 島山和英議員	6
4番 八重樫龍介議員	17
7番 坂本 昇議員	21
6番 林崎竟次郎議員	25
報告第1号～報告第6号までの上程、報告	32
・報告第 1号 令和元年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第 2号 令和元年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
・報告第 3号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 4号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について	

・報告第 5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について	
・報告第 6号 岩泉町国民保護計画の変更について	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	35
・同意第 1号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	36
・同意第 2号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	37
・同意第 3号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	38
・同意第 4号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	39
・同意第 5号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	40
・同意第 6号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	41
・同意第 7号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	41
・同意第 8号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	42
・議案第 8号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	44
・議案第 9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	46
・議案第10号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	48

・議案第 1 1 号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて	
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 0
・議案第 1 2 号 財産の貸付に関し議決を求めることについて	
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 1
・議案第 1 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第 1 号～議案第 7 号の上程、説明、委員会付託……………	5 2
・議案第 1 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ いて	
・議案第 4 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 7 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
散 会 の 宣 告……………	5 4

第 2 号（6 月 9 日）

出席議員……………	5 5
欠席議員……………	5 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名……………	5 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	5 6
議事日程……………	5 7
開 議 の 宣 告……………	5 9
議事日程の報告……………	5 9
議案第 1 号～議案第 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	5 9
・議案第 1 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について	

・議案第 2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第 7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
請願第4号～請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	62
・請願第 4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願	
・請願第 5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	
・請願第 6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	64
・発議案第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）の提出について	
議員定数等調査検討特別委員会の調査結果について……………	66
閉会の宣告……………	67
署名……………	69

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 6 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 6 月 4 日 午 後 1 時 5 8 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	4 番	八重樫 龍 介	5 番	三田地 久 志
	6 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	三 上 久 人
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 1 号 令和元年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 2 号 令和元年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第 3 号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 報告第 4 号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について

日程第 9 報告第 5 号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について

日程第 1 0 報告第 6 号 岩泉町国民保護計画の変更について

日程第 1 1 同意第 1 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 2 同意第 2 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 3 同意第 3 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 4 同意第 4 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 5 同意第 5 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 6 同意第 6 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 7 同意第 7 号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 8 同意第 8 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 9 議案第 8 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備 (北防波堤その 1) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- 日程第20 議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第10号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第11号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第12号 財産の貸付に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第2回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、八重樫龍介君、5番、三田地久志君、6番、林崎竟次郎君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、6月1日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から6月9日までの6日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月9日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和2年3月岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会、令和2年3月宮古地区広域行政組合議会定例会、令和2年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、畠山和英君、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英君です。令和2年第2回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営課題の一端について一般質問を行います。

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている皆様に心からお見舞いを申し上げます。去る4月中旬、岩泉町から高齢者にマスクが届きました。近所でもマスクが来たと、ありがたいと話題になり、マスク不足が深刻で確保できないときに時宜を得た良策であると感じたところです。引き続き小さなことでも町民から喜ばれ、好感が持てる取組を期待するものであります。

本町は、東日本大震災、台風災害の復興途上のところに新型コロナウイルスによる災厄に見舞われました。この大災難の感染症防止対応、経済対策に中心となって取り組まれている町長をはじめ、町職員、関係者に敬意を表します。この災禍により苦しい立場にある事業者、町民の人々の痛みを共有し、一致団結し乗り越えていきたいものです。ぜひとも中居町長の言う現場に出向き、町民に寄り添った行政運営を職員共々心がけ、先頭に立って難局に当たっていただきたいと、このように思います。

さて、新型コロナウイルス感染症が地球規模で猛威を振るい、我が日本列島を覆ったウイルス感染拡大は、緊急事態に伴う外出の自粛や休業などで、私たちの暮らしや経済活動は一変しました。このような徹底した制約の結果により、国内での感染拡大は落ち着きを見せてきています。緊急事態宣言解除により引き続き感染拡大を抑えつつ、社会経済活動を再開し、両立させながら

コロナ時代の新しい日常を探っていく必要があります。さらに、感染拡大の防止、雇用の維持や事業の継続と地域経済の立て直しなど、長い道のりを歩いていかなければなりません。

町内の経済活動を概観しますと、外出自粛による影響を直接受ける飲食、宿泊、サービス業の休業に加えて、5月に入り製造業での受注の減少、仕入れの難航などから部分休業や長期にわたり休業に入っているところ、この先の受注の見通しが立たないところもあるなど、各業種において幅広く売上げが減少している状況が見られます。

岩泉商工会が実施した新型コロナウイルス感染症の事業者影響調査、5月実施の5月22日現在によりますと、142事業者のうち、影響が出ている、今後出る可能性があると回答した事業者は113、80%となっています。また、飲食業、宿泊業のほか全ての業種においても経営への影響が出ている状況であります。地域経済は深刻な打撃を受けてきており、企業、事業者の倒産、廃業を抑え、失業者を出さない政策を進めていかなければなりません。

このような地域、足元の厳しい経済状況を踏まえ、町では一社も潰さない、解雇、雇い止めは一人も出さないとの覚悟で、倒産、廃業、リストラを全力で防ぐべきであります。国の緊急経済対策の適時適切な執行と、今後予定される追加経済対策第二次補正予算の活用を図るとともに、足らざる施策については町独自の追加経済対策を積極果敢に講じて、経営に影響が出て困っている事業者の支援を図るべきと考えます。以下、町長はどのように取り組んでいくお考えか、4点についてお伺いします。

1点目は、中小企業者等事業継続緊急支援給付金制度の拡充についてであります。さきに町独自施策として中小企業者等事業継続緊急支援給付金制度を設け、売上げ等が減少した宿泊業、飲食業、タクシー業の事業者に20万円を支給することとしています。今述べましたようにコロナ禍による経済影響は、この3つの業種のみではありません。対象を全業種に拡充して、同様に支援を図るべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

2点目は、商工会経営指導対策費助成についてであります。岩泉商工会では、中小企業支援特別相談窓口を設置し、経営指導員らがアンケートによる影響把握、町施策の実施支援や、連日特別融資、雇用関係、国支援施策の活用の相談対応に当たっています。マンパワー不足の感否めず、かつ専門家派遣事業の積極的な組合せによる高度な支援の実効性を高めることなども求められています。

このため、経営指導補助員、事務補助員の配置経費、経営診断、経営指導を行う専門家の派遣

経費など、コロナ禍の経済対策を推進する経営指導強化対策費を設けて商工会を支援すべきと考えます。町長の前向きなご答弁をお願いします。

3点目は、コロナ時代の新しい日常への取組についてであります。県民を対象とした宿泊割引券、食事割引券の発行など、これからは地元で経済を回す工夫も大事になってきます。また、宅配、テークアウトなど新たなサービスの定着化、海外を含めインターネット販売による販路拡大の挑戦等々、新しい販路、販売の仕組みづくりが求められてきています。

町内では、既にテークアウト、インターネット販売などに取り組んでいるお店もありますが、まだ定着には課題も多く、さらに新しい生活様式時代の新たな販売促進対策の取組を推奨するため、宣伝、輸送の販路経費、初期投資経費など物心両面での支援策を講じ、普及を図るべきと考えます。町長のご見解を伺います。

4点目は、第一次産業の支援についてであります。新型コロナウイルスの経済への影響は各方面に及び、深刻さが増しています。一例を取りますと、岩泉町の生産者らが出品した5月期の和牛牛市場の平均販売価格は52万9,000円、前年対比でこの月は25%ほど安くなっています。生産費を割り込むなど、価格が好転しなければ高齢者や小規模農家は生産意欲が減退し、廃業をする人も出てくるのが心配されます。

林業関係では、5月から本町のチップ工場が減産に入っており、また宮古の合板工場の減産により木材の搬入量が前年の半分に落ち込む林業事業者があるなど経営に苦慮しているところが見られます。

このことから、第一次産業についても商工業者と同様に事業の継続緊急支援制度を創設、あるいは拡充し、売上げ等が減少した事業者などへの支援を図るべきと考えます。町長のご所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくどうぞご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、中小企業者等事業継続緊急支援給付金についてであります。岩手県が取りまとめた県内の対応状況によりますと、独自給付等を実施しているのが10市町となっており、そのほとんどが対象業種の限定や売上げ減少を要件としているところであります。

さきの町議会臨時議会では、新型コロナウイルス感染拡大に起因する龍泉洞の閉洞及び会合や宴会等の自粛で、直接的な影響を受けた宿泊業など3業種について、緊急的に支援を決定したところであります。議員ご指摘のありました対象業種の拡充につきましては、国の第二次補正予算の審議状況などを注視しながら、今後想定される感染拡大の第2波など、中長期的な視点に立ち、幅広く検討をしております。

次に、岩泉商工会に対する経営指導対策費助成についてであります。現在町独自の支援策に伴う申請支援業務を委託しているところであり、この業務に関連をし、国、県の支援相談にも対応をしているとお聞きしているところでもあります。岩泉商工会は、地域事業者の発展という組織の設置目的に基づき主体的に活動をしており、今後においても協調、協働の視点で町と連携をしながら相談、支援業務を展開していくことと、このようにしておりますので、ご理解を賜りたく思います。

次に、新たな販売促進対策への取組の支援についてであります。議員ご提言のとおり新しい生活様式時代における新たな販売促進は重要になってくるものと認識をしております。現在民間主体で町内飲食店のテークアウトマップを作成し、店舗の紹介を行っており、2回にわたりぴーちゃんねっとで情報発信を行ったところでもあります。このほか岩泉商工会からネット販売等に係る送料支援などの要望をいただいております。新しい生活様式時代における販売促進の研究、ふるさと納税の返礼品の拡大など、これまでの固定概念にとらわれない柔軟な発想で関係者の皆様と知恵を出し合いながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、第一次産業における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響についてであります。議員ご案内のとおり畜産業や林業においても影響が生じているとお聞きしているところでもあります。議員からご提案のありました中小企業者等事業継続緊急支援事業と同様の支援策の創設でございますが、現状において収入減少が著しい和牛生産者につきましては、国の制度による肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定対策特別交付金などを活用しながら、経営支援を行ってまいりたいと考えております。

したがいまして、第一次産業における緊急経済対策につきましては、引き続き今後の影響の推移なども見極め、経営主体の状況に注視をしながら、国、県の支援策と連動し、中長期的な支援策も視野に入れた町独自の対策を検討しております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。どうぞ。

○2番（畠山和英君） 何点か再質問させていただきます。

全体的に消極的なご答弁でなかったかなという感じがしておりまして、また中長期的な視点に立ってやるというふうなことでありまして、中長期的視点ですぐやらなければならないのかなと、この事態でそういうふうに感じております。

それでは、何点か質問させていただきます。まず最初に、お答えした独自給付金を実施しているのは、県内では10市町となっているというふうなご答弁がありました。これについては、どうのこの議論することではないのですが、私が新聞等を見ていまして、もっと27ぐらいとか大体やっているのではないかなと思っておりますが、いつの時点か分かりませんが、そういう捉えなのかなという感じがいたします。まず、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ご質問のありました県内の状況でございますけれども、これは岩手県のほうから5月の中旬に資料が提示されたものとなっております。その後議員各位もご承知と思いますが、各市町村のほうで独自の支援策のほうを展開しておりますので、今現在となりますと、この10よりは当然増えてくるものと思っております。具体的な数については把握しておりませんが、よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、1点目の中小企業者等事業継続緊急支援給付金の拡充についてでございます。町内の経済と申しましょうか、事業者の状況と、先ほど質問でも触れました。それで、もうちょっとだけ深く言いますと、商工会のアンケートをもらったものの資料ですが、小売業でも33とか、製造業でも14、運輸業でも7など、影響が結構出ているわけでありまして。全業種にわたって広がっております。まず、当然把握しているかと思いますが、町内の状況、それはどのように捉えておりますでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、商工会のほうで行いました5月実施分の調査の内容でございますけれども、5月実施分の調査については、4月中の売上げに係る調査となっております。そちらのほう、私もちょっと分析をしてみたのですが、アンケートの中では9つ

の業種に区分をされておりますが、全てその影響が出ているというのはそのとおりですが、
特に9業種中5業種については70%以上の影響が出ているというふうな回答が出ております。

龍泉洞が4月18日に閉洞になったわけですが、その閉洞をお知らせする際に、町内の約50店
舗ぐらい、小川、岩泉、小本、そちらのほうを私直接回りました、その周知のチラシといいま
すか、それを貼っていただいて、併せて様子をうかがっております。また、閉洞が延びた5月中旬
にも2回目の訪問をしております、最後、5月31日で閉洞が終了するとき、3回にわたって
各商店さん、全てではありませんけれども、回って様子などをうかがっております。

いずれ影響については、単独の直接的な影響が出ているところもありますし、間接的に影響が
出ているということもあるので、このコロナの影響というのが本当、普通では考えられないよう
な大きい影響が出ているのだなということを肌身で感じたところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ただいま町内も大きな影響が出ているとのお答えでありました。そうであ
れば、中長期的視点に立って検討していくということではなく、これはその状況を見ますと、や
っぱりこれはまさにすぐにでも対策なり、いろんな手を打っていかねばならないのかなと思
う、この先もあるかとは思いますが。国の第二次補正でも、地方創生の臨時交付金も今閣議決定も
されておりますし、後でまたそれは質問しますが、そういう認識であれば、やっぱりこれはこう
いうご答弁ではなくて、もっと進めて対策を練っていくべきだと私は思いますが、再度いかがで
しょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、答弁の中に、確かに中長期的な視点に立ちという
ことでお話をさせていただいておりますけれども、今回のコロナの影響が皆様もご承知のとおり
第2波、第3波というふうに想定をされております。そちらのほう、そういった意味で長丁場にな
るという意味を込めての中長期的な視点ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、事業者への支援につきましては、さきの臨時議会の際にもお話をしましたけれども、減
収した事業者さんを救ってあげたい、支援してあげたいというのは、議員各位と私ども町の職員
も皆同じ共通認識に立っているものと思っております。

あとは、答弁の中にもありましたけれども、龍泉洞の閉洞であったり、そういった直接的かつ

緊急的な部分で3業種に絞って先行支援をしたわけですが、そのほかにつきましては当然緊急的、優先順位からいうと高い部分にもありますし、あと実際に町のほう、町内を回ってみても対象になった事業者さんからは、助かる、ありがたいというふうな声も直接聞いておりますし、あとは違う業種の方については、何とか拡大できないかというふうなお話もこの耳でしっかりと聞かせていただきました。町民の皆さんの声を実現していくというのが私たちの仕事でもありますので、あとは国のほうの補正予算の状況を見ながら内部で協議して、できるだけそういった声にお応えできるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） どうぞよろしくお願いをします。

もう一点だけ現況を、今町内の雇用をいっぱいやっている誘致企業等が各種あります。そうした中で、最近になって製造業、あるいは町内にあっては大企業、全国的には中小企業なわけですが、この状況でいろんな厳しい声が聞こえてきます。これはやっぱり把握しているかとは思いますが、どういうふうな状況になっておりますでしょうか、それを含めてまずはお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、担当課、政策ですので、三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 岩手アライのことだと思っておりますが、4月以降岩手アライさんのほうにも二、三度訪問して直接お話を伺っているところでございます。現在の状況につきましては、内部留保と申しますか、そういうことでしので、ただ職員の方たちは週休3日とかで、あとそのほかは50%勤務という状況で今しのいでいる状況でございます。

社長の話によりますと、7月ぐらいまでをめどに今の体制をしいて、8月からできれば頑張っって全世界的な車産業の状況を見ながら、事業再開を加速させながらやっていければいいなという話を伺っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 町がやるのはなかなか限度がありますけれども、行っているいろいろ相談に乗って、国、県等も含めていろんな相談に乗って、雇用が確保されるようにぜひともお願いしたいなと思います。

それでは、次の質問の2点目の商工会の経営指導対策費でありますけれども、申請事務業務等を委託していると、もろもろの業務を今回コロナの関係でも町の独自施策等で商工会にやっ

るようであります。あと、プレミアムつき商品券もまた今回も2割の分をやって、その事務なんかもかなりの量なようであります。

質問している趣旨は、そういう業務委託ではなくて、本務の経営指導、つまり金融とか、あるいは国の施策の給付金とか、あとは雇用調整助成金を含め等々の相談がいろいろあって、そうしたときにやっぱり専門的な、あるいは高度な指導等がやっぱり求められて、それが本務で、今大事なことかなと思っただけの質問の趣旨であります。業務委託やって、商工会でやっているのだからという趣旨ではなくて、そのことの質問であります。そのためにも、ぜひ何とかならないかなというふうなことでありますので、再度ご答弁していただければなと思いますが、そっこの趣旨であります。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、商工会の関係でございます。議員からお話がありました今回の町の経済対策、独自支援の関係で商工会さんのほうと協議をしまして、委託というふうな形で今業務を進めさせていただいているところになります。こちらにつきましては、当初想定される事業者数とか、あと通常の業務にプラスになりますので、当然その負担は大きくなっていくというのはそのとおりでございますが、商工会さんのほうでそれを対応できるかどうかという部分につきましても、数度にわたって打合せ、協議も行っております。その結果、この体制、楽ではないけれども、何とかやってみようということ、商工会さんの町商工事業者さんという気持ちに基づいて、共に連携をしながらやっているという状況になってきております。

答弁の中にありました商工会さんのほうと協調、協働していくという表現を使わせていただきましたけれども、こちらにはちょっと意味合いがありまして、協調という部分では利害や立場など異なる者同士が協力し合ってやってみようというのと、今のは協調です。協働については、同じ目的のために対等の立場で協力してやってみようというのと、まさにこの言葉のとおり、連携をしながら行っていきたいと思っております。

なお、台風災害の際には、その被害が集中的、岩泉、宮古等限られて被害が出たときがありましたけれども、その際には県のご配慮で常勤の職員の方2名を派遣したというふうにも伺っておりますが、今回の場合はコロナ、全国的なものであり、派遣の制度というのではないというふうにも伺っております。

また、適当な人材がないというふうなこともあるようですけれども、今現在月に2回、沿岸地区を担当している嘱託の職員の方がいらっしゃるようですけれども、その方を活用していくというふうにも伺っております。

あとは、独自事業のほかに商品券のほうもお願いをしているわけですが、こちらについても今月下旬から各支所単位で販売が始まりますけれども、ちょっと人が不足ぎみだということもありまして、うちの経済観光交流課のほうからも人的支援を予定しておりますし、まさに連携を取りながらこの危機を乗り越えていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 何か質問の仕方悪いのか、伝わらなかったようでして、答えになっていないのですが、いいです。次に行きます。

では、最後の一次産業の支援についてであります。国、県の支援策と連動しながらやっておりますよということでありまして、まずは国、県の支援策を、これを生産者あるいは事業体に伝えて活用してもらうということだろうと思います。

そうした中で、今ご答弁で肉用子牛生産者補給金制度がありましたけれども、全国的な平均価格の54万1,000円の基準価格があるようでありまして、そうしますと全国的にはこれは発動がならないのではないかなという懸念もありますので、これは今その見通しがどうなのかなと思っております。

それから、その自治体に応じて地域の実情があるわけですが、肉用牛の肥育の部分、牛マルキンの制度については、10分の1の生産者負担があるようでありまして、それについてもほかの市町村、応援しているところがあります、支援しているところがあります。町でもそれら含めて何とか経営支援ができないかなと思つての質問でありました。まず、今のについてのご答弁をぜひお願いしたいなど。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

子牛生産者補給金制度の子牛の今後の見通しですが、全国的に子牛価格は4月、5月は下落傾向にあったわけですが、ここ最近国の支援等も補正事業等もありまして、若干回復傾向になってきている状況にあります。しかしながら、従来の70万円とか80万円というような高価格については、しばらくはないだろうなど。岩手県においては、50万円台を推移するのではな

いかなというふうなことで私のほうは見込んでいるところでございます。

あと、2点目のマルキンの事業でございますけれども、ご案内のとおり、この事業につきましては国の法制度の下で実施されているものでございます。価格が下落した場合に生産者の積立金と国の財源の基金とで交付するというので、10分の9を交付するということになってございます。県内の県南のほうの事業者におかれましては、産地ということもありまして、その10分の1の分も穴埋めを検討しているという状況も聞いてはございますけれども、現在の状況を見ますと国の制度が法制化されてございますので、まず国のほうの財源をもって交付が農家の十分な支援になっているものというふうに考えてございますので、さらに枝肉価格が下がる場合においては、町においても経済対策等を検討してまいりたいなというふうには考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。それで、国の二次補正予算、国、県の支援策と連動してとご答弁でありまして、国の二次補正予算で経営継続補助金と肉用子牛生産奨励金が今度新たに閣議決定されて、今これが準備されているようであります。これについてどの程度把握しておられるか、またこれらも導入できるものであれば子牛生産の奨励金などについて、これを導入できないかなと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

国のほうの二次補正の状況につきましては、今後国会等で審議された上で予算成立となるかと思えますけれども、事前に事業の内容については、周知は国のホームページにもされております。先ほどご紹介になりました2つの事業につきましては、市町村を経由しない事業でございますので、直接的には町のほうは関与するものではないですけれども、事業の中身につきましては取り組みやすい事業、農家さんによって取り組みやすい事業もあるようでございますので、実施団体等がそこら辺を周知していただきながら、事業に取り組んでいただけたらなというふうに感じてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく願いをします。

では、最後になります。国の追加経済対策二次補正予算でもろもろの閣議決定されて出ております。持続化給付金、家賃支援給付金とか経済関係に見ます、融資もあります、それから持続

化補助金、ものづくり補助金等のものも出ております。そのほかに市町村、自治体向けに地方創生臨時交付金が今国会2兆円の規模で、これが2兆円の増額というふうなことであります。それで、既に閣議決定でありますので、これはこのとおり、今これから国会審議になるかとは思いますが、既に閣議決定でありますので、これはこのとおりになるかなと思います。そうしますと、前回の1億円の制度、仕組みがあるわけでありまして、これについては通常考えると2倍の交付があるというふうに思います。そうしますと、今これが決定になって、今月中旬あたりに決定になるのですか、なつてからでスタートしては遅いような気がします。そのときには既に町としても検討して、準備してやるべきだと、どういう事業に組むかというのを検討してやるべきだと思います。

それで、前回計画を立てて、この9,200万円でしたか、9,800万円でしたか、町の計画立てて予算組みました。今町では、これについてどのように取り組んでおられるのでしょうか、あるいはその計画も練っておられて準備をしているのでしょうか、それについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 今の議員のご指摘のとおりだと思っております、国会のそれこそ審議はこれからだというふうに承知しておりますので、詳細はこれから決まるのだろうとは思いますが、今私どもで情報をつかんでいる分としては、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分、あるいは新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への係る対応分、こういったものに交付金を使うのであると、交付をするのであるというような情報までにはいただいておりますが、施行時期でありますとか、あるいは事業の開始時期等々につきましては、まだ詳細なところは不明でございますので、明確に今のところどの事業ということは、まだ私どもも詳細には取り組んでいないわけでございますけれども、一方では議員ご指摘のとおり、今のうちからどういった事業を岩泉町でコロナの対策として展開をしていくのかということの認識につきましては、もちろん現段階でも種々検討しなければならないということはそのとおりだと認識しておりますので、今庁内でも各課においてそういった事業の打ち出し、イメージについて照会をしたりですとか、あるいは職員それぞれにおいて提案を募るとか、そういったことを今準備段階として始めているところでございますので、今の議員のご指摘も踏まえて、きっちりとこれについては対策を立ててまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 具体的な4項目も質問をさせていただきました。まだまだ項目はいっぱい

あるわけであります。それらも含めて、やっぱり今のうちから準備して、決定したら即実施できるように準備してやってほしいなと思います。そのことをお願いしまして質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、4番、八重樫龍介君、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により世界は混乱を極め、我が国においても感染者の拡大により全国に緊急事態宣言が発令されるなど、社会、経済活動に大きな影響が発生しています。本町においても、国による外出自粛要請等により観光客が激減し、感染拡大を抑える観点からも龍泉洞の閉洞を余儀なくされました。龍泉洞の観光客に支えられてきた観光、宿泊、飲食業においては、事業縮小や休業に追い込まれる事態となっています。本町では、5月14日の臨時会及び全員協議会において、各事業への経済支援策が提示されました。多種多様な支援策であり、支援対象者は今後の励みになるものと思われまます。

そこで、まず初めに今回の経済支援対策について伺います。中小企業者等向け支援策の中に、宿泊業、飲食業、タクシー業に対して1事業者20万円の町独自の支援があります。さらに、売上げが前年同月比50%以上の減少が条件で、家賃補助及び持続化給付金があります。しかし、売上げが5割未満の減少の事業者は対象外です。工夫をしながら事業を継続してきた支援対象外の事業者に対しても手だてを行うべきと思いますが、町長の見解を伺います。

次に、本町の経済活動に大きな影響を与える龍泉洞の再開について伺います。初めに述べたように本町の観光、宿泊、飲食業は、龍泉洞の観光客に支えられていると思います。幸いにも今月から再開され、今後の経済の回復が期待されます。

しかしながら、龍泉洞を再開するに当たり、新型コロナウイルスに対する特効薬やワクチン等が開発途上に置かれている現在、国内外から訪れる観光客への防疫体制や体調不良者の救急対応をどのように構築しているのか伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策についてであります。龍泉洞の閉洞など、直接的な影響を受けた宿泊業をはじめとした3業種に、緊急的な支援策として一律20万円を支給することとしたところであります。議員ご指摘の国の事業要件に該当しない対象外事業者への手だてについてですが、町といたしましては事業者から事業の経営を継続していただくことを最優先として取り組んでいるところであります。

現時点での事業者支援として、今月中旬発行予定の商品券のプレミアム率を10%から20%へ見直し、発行枚数を増やすことにより町内の消費購買活動を促進し、より多くの事業者の皆様にご効果が行き渡るよう取り組んでおります。

現在国の第二次補正予算の審議状況などを注視しているところでありますが、長期にわたる感染症対策を見据えながら、事業者の皆さんにとって真に必要な対策を講じていくべく対応をしてみたいと存じますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、龍泉洞の再開についてであります。国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針に基づく対策を講じた上で、6月1日から時間短縮で営業を再開したところであります。現在は、関東圏など感染拡大地域への訪問歴がある方の入洞をご遠慮いただいておりますが、段階を踏んで本格営業に戻したいと考えております。

また、防疫体制であります。1日2回の定期的な消毒、マスクやフェースシールド着用などの感染防止策のほか、観光客に対しましては今回新たにサーマルカメラを使用した体温チェックを行い、発熱など体調不良の方には入洞をご遠慮いただくなど、できる限りの対応策を講じながら感染防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、5月下旬には岩手県宮古保健所職員を講師に招き、龍泉洞で観光関係者を対象とした感染防止対策研修会を開催し、消毒や接客上の留意点などを確認し、参加者が共通認識を持ったところであります。

引き続き観光客やスタッフなどを含め、町内から一人の感染者も出さないという強い決意を持って、関係者一丸となって取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問ございませんか。どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） どうもありがとうございました。

経済支援対策については、1点だけ御質問といたしますか、提言をさせていただきます。この一

律給付金20万円ですけれども、これは業者にとっては特効薬とっております。それで、プレミアム商品券、これは効き出してくるのは8月以降だと考えております。多分7月1日からの販売ですので、これは薬で言えば漢方のような感じで。この間どうしても売上げが減少している業者にとりましては、耐え忍ばなければならないと。

そこで、提言ですけれども、他の自治体では電気料金の補助を行っているようです。決定はしていませんが、行う予定なようです。本町においても水の町を売り出しております。それで、二次補正が決まったならば、ぜひ水道料金の減免、補助の考えはないのか、検討に値するか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいま水道料金の減免という部分のご質問ございました。当町では、水道、下水道料金の猶予制度に現在対応しておるところです。内容としましては、本年の3月から6月までの請求分の納期を7月まで延納するという制度を対応しておるところで、県内の状況を見ましても全ての事業者が延納は行っておりますが、現在はまだ減免の対応をしている市町村、あと企業体はないというふうに認識しております。

それで、今現在の町内での申請決定件数が1件のみでございますので、例えば減免するに当たってやはり公平性等々も配慮しなければならない面がありますので、これについては十分今後の経済状況も踏まえながら、どういう在り方が適切なのかは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 電気料金と同じように水道料金も事業者にとっては負担になっているようであります。答弁にもありましたが、真に必要な対策と言っております。ぜひ検討して実行してもらえれば幸いです。

続きまして、経済支援対策につきましては、2番議員が聞かれましたので、重複すると思いますので、龍泉洞の防疫体制について何点かお伺いいたします。まず、37度5分以上の発熱があった方に対して入洞を遠慮していただくということですが、その後その方はどのように対処されるのか。車に帰ってもらうのか、どこか待機場所を設けるのか、そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、龍泉洞での感染症の防疫対策でございますけれども、答弁の中でもありましたが、サーマルカメラを使いまして、サーモグラフィーで入り口のところで来た方については一応検温をさせていただくという流れになっています。万が一といいますか、体温が高い方については、また個別に非接触型の体温計を用いまして再度検温をするという事で、再開してから3日たちましたけれども、日当たり、天気によって日を浴びたりするとサーマルカメラのほうで反応して、再度測ったときには37度5分を超えることはなかったというふうな事例もありますので、ちょっとこれから測定の仕方と場所とかも検討していきたいと思っております。

高温者、体温が高い方につきましては、ご遠慮いただくというのはそのとおりですけれども、園地内にも休憩所ございますし、あとは家族の方、連れの方とかと連携を取っていただきながら、車とか、その方の体調を崩さないような形、体調は安全を確保して、来ていただいた観光客の方の視点に立ちながら対応していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 大変デリケートな問題で、対応も難しいかとは思いますが、ぜひ機嫌を損ねないような対応をお願いしたいと思えます。

それで、仮に体調不良の方が現れまして、今コロナが発生する前までは、スタッフの方が自分の身の危険は考えないで対応できたわけです。今回コロナに感染されているかどうか分からない人を介護するのは多分スタッフだと思うのですが、その方の身の守り方、防護服を着るのか、そこまで考えられているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、観光に来ていただく方については、ホームページのほうでも周知はしていますが、体調の悪い方についてはご遠慮いただくということです。あとは、新しい生活様式、中でもそういったものが決まっていると思えますので、あとは観光客の皆さんに委ねる部分もあるかと思えます。

あとは、龍泉洞のほうでの対応ですけれども、例えば医療機関と違しまして、そういった本格的な部分の対応については想定をしておりませんが、コールセンターなりとの連絡方法については確認をしているところですので、正確、迅速に対応していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 多分そこまで体調の悪い方は来られないとは思いますが、やはり万全を期さなければならぬと思っております。

また、もしもなのですが、体調不良者が現れて救急要請をした場合、その方がコロナに感染しているかどうかの確認はどのように行って、その後搬送先はどうされるのかを担当課にお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 感染しているかどうかの確認ということですが、検査ができるわけではないので、まず感染症患者の医療機関への移送につきましては、感染症法に基づきまして都道府県知事が行う業務とされております。このことから、岩手県では県で所管する9か所の保健所に患者移送車両を各1台配備して対応しているところでございます。しかしながら、県の移送能力を超える場合には、岩手県と各消防本部が協定を結んでおりまして、救急車による移送体制を構築しているところでございます。

県の移送能力を超える場合と申しますのは、保健所管内において同時期に2名以上の患者が発生した場合、また全身状態が悪く、呼吸管理と医療的処置が必要な場合など、救急車両でなければ安全に患者を搬送できない場合を想定しているところでございます。実際に保健所のほうでの運営というのは、人的にも厳しいということが報道されておりますので、救急車両での搬送というのはあるものと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） このコロナウイルスは、無症状でも拡散するというとても厄介なウイルスなようですので、ぜひ万全を期していただきたいと思えます。

それで、本町においてやはり一番リスクが高いのは、龍泉洞のスタッフの皆さんだと思います。それで、万が一感染した場合、その方たち、町民もそうですが、被害者なわけですので、行政では適切な対応とその方のフォローを行って、決して責めることのないようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。台風被害の復旧、復興の完遂に向けて努力されている中で発生した新型コロナウイルス感染拡大について、その防止、抑制と経済対策に全力で取り組んでいる中居町長はじめ職員の皆様に敬意と感謝を表しながら質問させていただきます。

質問は、新型コロナウイルス感染症に係る教育対応についてであります。学校現場では、教職員や児童生徒が感染予防を徹底し、感染症から命を守ることを意識しながら、細心の注意を払い、学校生活を送っていることと存じます。ウイルスという見えない敵との闘いは、どれほど関係者の心身の負担になっているのか、計り知れないものがあります。

その中で、感染拡大防止のため臨時休校を余儀なくされ、3月に10日、4月に2日程度、児童生徒が学校に行けない日がありました。臨時休校により授業の遅れや学力の低下が懸念されますが、どのように対応し、そのことで教職員や児童生徒に過度の負担が生じていないかどうかお伺いいたします。

2点目は、臨時休校や外出自粛などで保護者や児童生徒が在宅によりストレスがたまり、全国的に児童相談所への相談件数が増えているとの報道があります。本町において、家庭内でのトラブルの有無など把握しているのかどうか。

3点目は、東日本大震災や台風10号災害時は、児童生徒の精神面に大きな不安の症状が表れましたが、今回はそのような事態はないのか。

4点目は、感染拡大防止のため、卒業式、入学式をはじめ運動会、体育祭は規模の縮小や無観客の状態で開催されましたが、今後開催が見込まれる地区中総体に向けて、生徒の目標設定や学校での指導はどのように行うのか。

5点目は、宮古市などで地元出身学生への支援を行うとのことですが、本町では地元出身学生の実態調査や支援を行う予定はないのか。

6点目は、社会教育施設や体育施設、学校開放も含め、その使用制限が長期間にわたりましたが、利用団体から要望等はなかったのか。

最後に、震災や台風被害に際しては復興教育に取り組み、復興から地域再生へとその教訓を後世に生かすべく、大きな成果を上げてきております。今回の新型コロナウイルス感染症についても教育の一環として取り組むべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 7番、坂本議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症に係る教育対応につきまして7点のご質問をいただいておりますので、順次ご答弁を申し上げます。

まず初めに、臨時休業への対応、そのことによる授業への遅れ、学力差の拡大、教職員や児童生徒への過度の負担についてでございます。国から学校等、全国一斉の臨時休業要請方針が示され、県内でも県立学校等が3月2日から一斉に臨時休業を実施した中、本町といたしましては学習時間、指導時間確保のため、感染の状況等を勘案しまして小中学校の休業を1週間ほど遅らせたところでありまして、その結果、学年末の学習のまとめの時間が取れ、休業中の課題や生活面での指導の徹底が図られたものと考えております。

また、各学校には学習内容の積み残しが無いよう、引継ぎの徹底と再指導を要請したところがありますが、幸い4月初旬には学校が再開し、順調に新学年のスタートが切れましたことから、心配された授業の遅れや学力の低下も現状ではないものと考えているところでございます。

このようなことから、教職員、児童生徒への過度の負担はなかったものの、4月の学校再開から校内の感染予防対策を講じていることでの負担をおかけしておりますが、各校の状況を確認し、マスク等の必要な物品の配付を行うなど、引き続き負担軽減のためにスピード感を持って最大限の支援を行ってまいりたいと、そのように思っております。

次に、児童生徒や保護者の在宅ストレスによる家庭内トラブルの有無についてであります。現段階では各校を調査した結果、学校への相談等は特になくことを確認しており、また虐待等に係る児童相談所への相談も報告をされておられません。現在も児童生徒の変化を見逃さないよう観測を継続し、スクールカウンセラーが定期的に学校を訪問し、個別相談等を実施しているところであります。

児童生徒の精神面への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症に起因する大きな不安の症状が見られるとの報告も現在のところありませんが、引き続き各校、関係機関と連携を図りながら児童生徒の変化に注視し、発症事例が見受けられた際は迅速な対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。

中学校総合体育大会につきましては、県大会の中止が決定し、各中学校に衝撃が走ったところ

でありましたが、宮古地区の大会は日程を延期して実施する方針が出されたところであります。中学校3年生にとって部活動の締めくくりとなる場が設定され、目標に向けて努力する機会が与えられたことから、感染防止対策に留意をしながら、生徒たちが集大成として臨む大会に向け、悔いの残らない練習指導を学校にはお願いをしているところであります。

次に、地元出身学生への支援についてであります。国では、特別定額給付金給付のほかに、各大学等を通じた1人10万円から20万円の学生支援緊急給付金の支援を講ずるとしております。町といたしましても、地元出身学生が安心して就学できるよう、現役学生に対し、町に定住すれば返還免除となる奨学生の追加募集を6月から開始しているところであります。

また、並行して町の奨学生及び返還者への状況調査を行っておりまして、実態を見極めながら、独自支援策等につきましても今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

社会教育、体育施設等の使用制限に対する利用団体からの要望の有無についてであります。早期再開の声はなかったところであります。この状況下をご理解いただいたものと感謝をしております。町民の皆様から感染リスクの低減に努めていただき、無事6月1日から利用再開することができましたが、今後も気を緩めることなく、感染拡大防止策に留意をし、安心して施設の利用ができるよう取り組んでまいりたい、そのように存じます。

復興教育についてでございますが、町では東日本大震災津波、平成28年台風10号豪雨災害を教訓に、復興教育に力を注いでまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症は、これまでの災害とは形態が異なりますが、町の経済や人々の生活に大きな影響を与えております。これまでの災害の教訓に、新しい生活様式という感染症対策の新たな視点も加えながら、復興教育の学びを感染症対策に応用し、子供たちが生きる力を身につけるさらなる機会となるように取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。新聞報道とかテレビのニュース、データ放送で見られること等が岩泉町にとって心配されていることが一つもないというふうなご答弁でございましたので、これについてはとても安心をしたところでございます。安心、安全な学校、児童生徒の様子が見受けられましたので、これらについてはご答弁のとおり今後も細心の注意を払いながら、ぜひ感染者が出ないようにお努めいただければというふうに願うところであります。

1点だけご質問をさせていただきますが、最後の復興教育について、教育長にちょっとご質問させていただきますが、最後の行に災害の教訓に新しい生活様式というところもあります。これに新たな視点を加えながら、復興教育の学びを感染症対策に応用していくというところで、子供たちの教育の生きる力というのは、これは教育長が日頃から力を入れて学校現場にも対応していることと思いますが、コロナ対策を受けて、この部分についてのさらなる思いがありましたら、その点についてお伺いできればと思いますので、お願いをします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） ただいまご質問のありました新しい生活様式といいますか、これからはいろんな日常生活の中でも、やはり予防とか、それから相手のことを思う、やっぱり自分だけでなく相手のことも思うという日常生活の在り方等を付け加えて、子供たちには指導してまいる必要があろうかなというふうに思っております。

その中で、子供たちがふだん学校で生活している小学校においては総合学習、中学校においては職場体験、いわゆるキャリアアップ、キャリア教育でございますが、そういった中でも自分だけではないということ、そして相手もあるということ、そういったような中で団体生活の中でしっかり自分の立ち位置、そういったことも考えながら取り組んでいく必要があるということで、事務局内でもいろいろ指導主事を中心にしながら、学校といろいろ協議をお願いをしているところでございます。その中において、やっぱりこれから協働で、そして共に生きていくという力をつけさせていきたいというふうに新たな視点として考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。新型コロナウイルスによる世界的な自粛だとか、それからルールの厳守とか、マナーアップ等、新生活様式について教育長がお話しされたようなことが各学校に行き、学校から子供たちに伝わり、子供たちが変わることによって、それが各家庭の親とか地域が変わっていくという大きな復興教育の一つにもつながるか私も考えておりますので、ぜひ続けていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎でございます。令和2年第2回定例会に当たり、本来であれば被災者の医療費、介護保険利用料、高過ぎる国保税、高校卒業までの医療費助成、学校給食費の無料化などを議論したいところでありました。しかし、今は新型コロナウイルスの世界的感染大流行、パンデミックに対する懸命の対応が地球規模で続けられています。日本では、昨年10月の消費税増税後、地域経済が冷え込んでいる中での今年に入ってからの上陸でした。命の危機とともに、雇用や経済が急激に縮小、喪失することによる危機が深刻化しています。その中で、岩泉町民の命と健康、暮らしと財産を守るにはどうすべきか、コロナショック軽減について一般質問を行います。

初めに、WHO、世界保健機関は3月12日にパンデミックを宣言し、中国武漢から始まった感染は5大陸全体に広がり、5月25日現在、感染者が約536万人、死亡者も34万人を超えました。各国で医療崩壊が生まれ、感染対策のための経済、社会活動の大幅縮小などによって人々の命と暮らし、経済が広範囲で深刻な事態となっています。

日本では、5月25日に全面解除となりましたが、4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4月16日には全都道府県に拡大しました。本町では、2月19日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に取り組んできました。

さて、新型コロナウイルス感染症は、人の命や健康、暮らし、財産を大きく破壊します。このことを見ると、自然災害の一つと捉えることができるのではないのでしょうか。地震、津波、台風は、ある特定地域に限定して発災し、非被災地からの支援も可能です。ところが、感染症は人の移動を介して国の内外を問わず短期間に感染を広げて被災地にしてしまいます。

そこで、今回の事態を教訓に、新型コロナウイルスの第2波や新たな感染症ウイルスの発生に対応するため、自然災害と同様にあらゆる備えを構築しておく必要があると考えますが、町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルスに関連する経済支援策について質問します。台風10号豪雨災害からの復旧、復興に取り組み、その財政負担を抱えながら前に進んでいたこの時期のコロナショック。関連する業者への支援策が思うに任せないまま進んでいると思いますが、特別定額給付金の振り込みが5月20日から始まり、町当局の意気込みが伝わってきます。

政府では、第二次補正予算の概要が決まり、地方創生臨時交付金の追加分は2兆円、本町には2億円程度と私は見込んでおります。この2億円を有効に使い、必要としているところに手当て

すべきであります。特に町単独事業の中小企業者等事業継続緊急支援給付金は、宿泊業、飲食業、タクシー業に限られていますが、新型コロナウイルスの影響で売上が減少している業種はほかにもあります。対象業種を拡充し、町が手を差し伸べることも必要と思っておりますが、町長はどのような経済支援策を講じていく考えかお伺いします。

本席からの発言は以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをします。

まず初めに、新型コロナウイルス第2波や新たな感染症ウイルスへの備えについてであります。町として町民の生命、生活を守るための対策を講じることは大変重要であると認識をしております。町民の皆様には、全国を対象とした緊急事態宣言が発令をされて以来、感染症予防対策の徹底のため、移動の自粛、3密の回避、基本的な予防対策など様々にご協力をいただいているところであります。町としても、これまでの取組を教訓に、新しい生活様式の実践、感染予防対策物品の計画的な備蓄、医療機関との連携及び指定避難所における感染防止対策の徹底など、感染症予防に努めてまいり所存でございます。

また、国、県、関係機関等との連携をこれまで以上に密にするとともに、町の新型インフルエンザ等対策行動計画や新型インフルエンザ対策行動マニュアルの見直しを行うなど、町としてもあらゆる場面を想定し、万全な対応に努めてまいります。

次に、経済支援策についてであります。さきの町議会臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う龍泉洞の閉洞及び会合や宴会などの自粛により、直接的な影響を受けた宿泊業など3業種に対しまして、一律20万円給付という緊急的な支援を行うことといたしました。議員からご指摘のありました対象業種の拡充につきましては、国の第二次補正予算の審議状況などに注視し、今後における感染症対策が長丁場になることも考えながら、引き続き検討をしております。

国の第二次補正に係る地方創生臨時交付金につきましては、詳細が決定されておきませんが、各種の情報収集、関係団体との意見交換や情報交換を行うなど、町と関係者が一体となり、知恵を出し合いながら、有効かつ効果的な支援策となるよう取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問ございませんか。どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） まず初めに、町長と町職員の皆さんが新型コロナウイルス感染症防止対策と、町民の命と暮らしと地域経済を守るために献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

5月28日に開催された新型コロナウイルス感染症拡大防止避難所運営研修会のように、二次、三次感染防止に向けた取組が始まっていますが、岩泉町で積み上げた経験を全国に発信していきえるようになればいいなと思っております。台風10号豪雨災害で全国から支援を受けた岩泉町は、その経験を全国に発信していくことが台風10号豪雨災害の支援に対するお返しというか、お礼だと考えております。この点については、当局ではどのように考えておるでしょうか。お願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、岩泉町は平成23年、東日本大震災、それから平成28年の台風10号災害、そしてまた今回の新型コロナ等々災害に見舞われてきました。私は、災害に対応する部分について常に言っているのは、災害に対する知識を持つ、それに対して訓練する、そしてそれを実際災害の後は学ぶ、そして伝えていく、備える、その中におきまして教訓としたものを伝える、これが大変重要だと思っております。

まさに議員今お話ししたとおり、岩泉町は災害時において全国から支援をいただきました。そのお返しというのは、やはりその部分を全国に伝えて発信していく、それは被災自治体としての私は責務だと思っております。今回の部分につきましても対応マニュアルをつくりました。県内の市町村から、ぜひ資料が欲しいという部分がありました。その部分につきましては、積極的に出して対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、経済支援策について伺います。

質問の中でも述べましたが、地方創生臨時交付金の追加分は2兆円で、当町にはおよそ2億円

というように情報が入っているし、考えております。これを必要なところに配分するということがすごく大事になってくると思います。

それで、答弁の中で3つの業種、中小企業等事業継続緊急支援給付金の3つの業種について答弁があったのですが、そのほかの業種についても当局としてはどのようなものをつかんでいるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 給付金の関係でございますけれども、先ほどの答弁の中でも出てまいりましたけれども、商工会さんと連携をしながら、町内の事業者の皆さんの状況をまず把握することが第1番だと考えております。4月分につきましては資料が出ておりますが、5月のほうが影響が大きいのではないかというふうなお話もありまして、まずは2か月の比較を、中身を検討してみたいというふうに思っております。あと、どの業種が適切かというのも含めながら、あと経済的に影響が出たというふうなものでございますが、業種によりましては売上げが伸びたという業種も一部ございますので、その内容を精査しながら適切な対応を取っていききたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 業種の関係ですが、販売という点で考えて発言しますが、ある方は自家製造の販売者です、食品の。この方は、ふだんの場合は4月、5月の売上げが大きく、特に5月は東京方面や関西方面に対しての出荷が大きかったと。今年の場合は、これがコロナショックでストップになったと、こういうふうな事態もあります。それから、別な方は漁業なのですが、不漁という点では続いているのですが、コロナショックによって魚も売れないと、こういうふうな事態もあります。それから、ある方はジャージー牛の酪農家で、自家製造でヨーグルトやチーズ、牛乳を販売しているのですが、これも特に牛乳はコロナショックによって、不景気とかそういうものではなくて、コロナショックによって全く売れないと、こういうふうな方もおります。だから、それを考えたときに、3つの業種に絞らないで対象を広げていくべきだと考えますが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 酪農家の支援、漁業者の支援も含めての答弁ですね。

○6番（林崎寛次郎君） はい。3人とも販売という点で販売がストップしているのです。そのところははっきりしています。生産ではなくて、販売というところがコロナショックによってス

トップしているということです。

○議長（加藤久民君） まず最初に、漁業関係の支援策、今後どういうふうにしていくのか、担当課。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の漁業関係と、酪農家個人で製品を作って販売されている方の件についてご答弁させていただきます。

漁業の関係は、皆さんご承知かと思えますけれども、一部については値段が下がったということではございますけれども、現在は回復傾向にあるということではございます。その中におきまして、海藻類については値段も下がったということで、国の制度である共済のほうの事業の対象ということで、今動いているというふう聞いてございます。

あと、ジャージーのほうの関係ですけれども、こちらについては私どももご相談した結果、持続化給付金、国のほうの給付金のほうで申請を今されているということで、そちらのほうで十分なのかなというふうに相談をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） では、残りは馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 商工業者の方につきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、4月、5月、2か月分の状況をまずは確認して、その内容、商工会のほうでも各種指導等も行っておりますので、その中で細かい部分で見ていきたいと思っております。いずれ減収になって大変な事業者の方々を救済していきたいというふうな考えは議員と同じでございますので。あと、一律に給付ということではありませんが、先ほどもちょっとお話ししましたが、小売業、製造業、建設業等、一部前年を上回っているという方もいらっしゃいますので、そこら辺のバランスも見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 国の制度の持続化給付金は、前年度よりも50%を割るということですが、個々に話を聞いていくと、50%まで届かない人もいます。こういうふうにそのところを考えると、町としても国の制度の50%に届かない人にも手を差し伸べるということが必要だと思います。私はそういうふうを考えるのですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 4番議員で答弁していませんか。

〔「はい、私が答弁」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） では、馬場課長、再度答弁をお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 国のほうの持続化給付金につきましては、議員からお話がありました50%以上の売上げ減少というのが条件になっております。50%に満たない方も当然いらっしゃるわけですが、あとはそのお店の工夫によって基準となる月を設定して、そこで計算をされているという方もいらっしゃるということです。

あと、県内各市町村の支援の状況を見てみますと、今の持続化給付金に該当にならない方を何%、率を設定しながら救済しているというのも一つの方法として行われているというのも実態でございます。岩泉町といたしまして、3業種については持続化給付金に該当にならなくても救済されたという例もありますので、同様の仕組みというか、対応ができるかどうか内部のほうで検討して、いずれ支援していきたいというふうな気持ちを大事にしながら対応していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） さきに発言した3人に対する答弁でいろいろ出尽くしてはいるのですが、答弁に共通しているのは、交付金が入ってから、その前にも検討は積み重ねてはいくのですが、ほかの自治体によっては交付金を先取りして、独自に決めて示していくと、こういうふうな自治体も出ていますので、そういう点については当町ではどういうふう考えているかについてお願いします。

○議長（加藤久民君） 今の内容も2番議員のときに答弁していましたが、誰が答弁したっけ。総務課長が言っていましたか。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 各市町村によりまして、それぞれがそれぞれのいろいろ施策を打っているということだと思いますけれども、本町でもさきの臨時会、あるいは専決処分をして最初の施策を打っているわけですが、国のほうでは、先ほど申し上げましたけれども、これからいわゆる二次補正が決まってくるというような情報をいただいているのはそのとおりでございます。例えば先に手を打ってやったとしても、それが今度の交付金の該当になるか、ならないかということにつきましては、若干まだ不明なところもあるわけですが、町の単独予算で措置をするべきもの、あるいは国の交付金を特定財源として大いに活用しながら施策を打

っていく、いろいろやり方があると思いますので、これにつきましては私どももタイミングをずらすことがないように、これはしっかりとスピード感を持って取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 最後ですが、二次補正で10兆円の予備費と、それから全国の様子を見ると三次補正も当然出てくると。こういうふうな状況の中で、やっぱり当町としても十分にしっかりと検討を深めて準備をしていく必要が、そういうふうな必要があると思います。そのことを十分に肝に据えてこれからも頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（加藤久民君） 要望ですね。質問ですか。

○6番（林崎竟次郎君） 以上。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎報告第1号～報告第6号までの上程、報告

○議長（加藤久民君） これから休憩前に引き続き、日程第5、報告第1号から日程第10、報告第6号までの報告を行います。

報告第1号 令和元年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第6号岩泉町国民保護計画の変更についてまで、順番に報告を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 6件につきまして順次報告をさせていただきます。

報告第1号 令和元年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。令和元年度岩

泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

別紙を御覧願います。1ページの2款1項三陸鉄道災害復旧事業から裏面の2ページでございます、10款1項林業施設災害復旧事業までの13事業でございます、翌年度の繰越額を6億2,166万6,000円とするものでございます。

なお、財源内訳は未収入特定財源が総額で5億6,691万4,000円、一般財源が5,475万2,000円でございます。

次に、報告第2号 令和元年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。令和元年度岩泉町一般会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

別紙を御覧願います。7款2項安家川河川災害復旧等関連緊急事業では、県の河川改修事業において事業費の繰越しが発生したことに伴い、当該事業における町の負担金を事故繰越するものでございます。

次に、10款2項公共土木施設災害復旧事業ですが、こちらは平成28年台風第10号豪雨災害により被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業でございます、労働員が確保できなかったこと、また事業に必要な資材を確保できなかったことなどから、当該事業を事故繰越するものでございます。

以上、2つの事業の合計で翌年度の繰越額を11億6,127万8,000円とするものでございます。なお、財源内訳は未収入特定財源が総額で11億6,105万9,000円、一般財源が21万9,000円でございます。

次に、報告第3号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について。安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。令和2年5月15日、岩泉町長、中居健一。

記、1、工事名、安家地区複合施設建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額2億6,760万2,400円、第1回変更請負額2億7,255万8,000円、第2回変更請負額2億8,900万8,500円、第3回変更請負額2億8,947万6,000円、変更による増額46万7,500円。

4、請負者、住所、久慈市長内町第24地割162番地、氏名、下館建設株式会社、代表取締役、下館康見。

5、変更理由、軒どい追加等に伴う増。

次に、報告第4号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告書を提出する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。岩泉ホールディングス株式会社におきましては、第5期事業報告書が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、第6期の事業計画といたしまして令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなるものでございます。内容につきましては、次の1ページから記載のとおりでございます。なお、14ページ、15ページに子会社2社の貸借対照表及び損益計算書をそれぞれ記載しておりますので、御覧願います。

次に、報告第5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告書を提出する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。岩泉農業振興公社におきましては、第39期事業報告書が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、第40期事業計画といたしまして令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。内容につきましては次のページからとなりますので、ご覧願いたいと存じます。

次に、報告第6号 岩泉町国民保護計画の変更について。岩泉町国民保護計画を別紙のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。令和2年6月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙として変更後の岩泉町国民保護計画をおつけしておりますので、御覧願いたいと存じます。

以上、6件の報告でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第6号までの6件全部の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、同意第1号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、12番、三田地泰正君の退席を求めます。

〔12番 三田地泰正君退席〕

○議長（加藤久民君） 本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第1号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、三田地泰正。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで12番、三田地泰正君の入場を求めます。

〔12番 三田地泰正君入場〕

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、同意第2号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第2号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、早川ケン子。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、同意第3号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第3号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、合砂哲夫。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、同意第4号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第4号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、佐藤安美。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、同意第5号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第5号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、工藤幸雄。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、同意第6号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第6号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、武田健。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、同意第7号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第7号 岩泉町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、茂木素子。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第7号の採決をします。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第18、同意第8号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第8号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、東野亜弥。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、現岩泉町教育委員会委員東野亜弥が令和2年6月27日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第8号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その

1) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

[総務課長 三浦英二君登壇]

○総務課長（三浦英二君） 議案第8号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、8,908万2,400円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和2年6月5日着工、令和3年1月20日完成予定。工事概要は、施工延長が15.7メートル、消波ブロック、ドロス50トン型の次年度以降据付け分製作が34個、同じく消波ブロック、今年度据付けが134個でございます。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） ここの北防の先の沖側になるわけなのですが、これが少し干潮になると頭が出るのがあります、ちょこっと離れたところに。ですから、そこを取るにいいか、取らないか、取れないか、そこら辺を確認してもらいたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘の部分につきましては、現地を確認いたしまして、工事と一緒に並行してできるものであれば、それは実施したいと思います。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、2億131万7,600円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和2年6月5日着工、令和3年3月1日完成予定でございます。工事概要は、施工延長が15.7メートル、消波ブロック、ドロス50トン型の製作140個でございます。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） お伺いします。

ドロス50トン級が140個となると相当の骨材が必要となるわけですが、この骨材は町内のものに間に合うのか、ほかから持ってくるのか。特に中里に相当の骨材なりあるが、あれも利用の中に入っているのかどうか、お願いをします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 骨材としてコンクリートが主に大量に使われるわけですが、コンクリートについては町内のもので、これは十分に間に合うと。中里の町有地で今製造しています砂等につきましては、基本的には県外のほうに運搬を港湾のほうからするというところで伺っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 単純な質問で申し訳ありませんが、これの前の134個で8,900万円、140個で2億円という、この違いが理解できないですが、説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 議案第8号の8,900万円のほうにつきましては、134個は既にもう製作が終わっている部分の仮置きをしてある部分の据付けになります。今の議案につきましては、140個はこれからの製造ということで、こういう金額の差です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、議案第10号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第10号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、普通河川辺城子沢川河川改修工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額、1億450万円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料を御覧願います。工事期間は、令和2年6月5日着工、令和3年3月11日完成予定。工事概要は、施工延長186メートル、ブロック積み工452平方メートル、ボックスカルバート工115.9メートルでございます。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありますか。

10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 今回の工事ですが、安家小学校の校庭を分断していくような感じなのですが、子供たちの運動とかそういうのに影響はないのかどうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 工事につきましては、グラウンドの下を新しいボックスが通るような形になります。工事期間につきましては、どうしてもその部分は掘削をいたしますので、使えないという期間はございます。完了した後は、グラウンドとして元通りに戻りますので、その後については通常どおりのグラウンドとして使えるという形でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 生徒たちも数名になったけれども、やっぱり子供たちに影響ないように、運動に影響ないような工事を進めてほしいと思います。要望です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第22、議案第11号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第11号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、譲渡の目的。岩泉小本農業復興対策事業で整備した農業機械を小本飼料作物生産組合へ無償で譲渡し、引き続き飼料作物の生産振興を図る。

2、譲渡する財産。所在地、岩泉町。種別、農業機械。細目、数量、トラクター2台、ディスクモア1台、ジャイロテッダ1台、ジャイロレーキ1台、ロールベアラー2台、ラッピングマシン2台、ロールクラブ1台、小型ブロードキャスタ1台、グレイタスローダ1台、ハイレックキット1台、爪つきバケットDX1台。

3、譲渡の相手方。住所、岩泉町中島字長内177番地24。氏名、小本飼料作物生産組合、組合長、小成和好。

4、譲渡の期日。令和2年7月22日。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、小本飼料作物生産組合に農業機械を無償で譲渡しようとするものである。

以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 小本の飼料作物生産組合、設立当初の組合員の数と現在の組合員の数をお知らせ願いたい。

それから、今後作付する飼料作物の面積についてもお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

現在の組合員数は68名、設立当時が平成14年になりますけれども、37名ということで、組合員数は増えてございます。

今後の飼料作物の面積でございますが、現在約13ヘクタール、飼料作物を生産してございますけれども、ここについても同じような面積かなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 無償譲渡になるわけですが、この対価というか、無償譲渡する価格についてお知らせをお願いします。

○議長（加藤久民君） 今の簿価ですか。簿価の……

○7番（坂本 昇君） 価格というのは、これを現存価格なりにすると、結局例えば1,000万円相当になるのか、5,000万円相当になるのを無償譲渡するということになるかと思うのですが、その価格について、算定してあるのであればお知らせください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 評価額といいますか、現在の価格ですけれども、これについてはメーカーさんのほうに聞けば評価は出るかと思えますけれども、ばらばらかなというふうにも思いますし、国の事業で償却期間は7年ということで捉えておりますので、現状当課としては評価はゼロ相当というふうに捉えてございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第23、議案第12号 財産の貸付に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第12号 財産の貸付に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付の目的。岩泉小本農業復興対策事業で整備した格納庫及び土地を小本飼料作物生産組合へ無償で貸付けし、引き続き飼料作物の生産振興を図る。

2、貸付する財産。(1)、土地。所在地、地目、面積。岩泉町小本字下中野185番3、雑種地、678平方メートル。岩泉町小本字下中野186番3、雑種地、575平方メートル。岩泉町小本字下中野187番、雑種地、344平方メートル。合計3筆、1,597平方メートル。

(2)、建物。所在地、岩泉町小本字下中野185番地3。構造、軽量鉄骨造平家建て、1棟。床面積、107.64平方メートル。

3、貸付の相手方。住所、岩泉町中島字長内177番地24。氏名、小本飼料作物生産組合、組合長、小成和好。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和2年7月1日から令和9年6月30日まで。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、小本飼料作物生産組合に格納庫及び土地を無償で貸付けしようとするものである。

次のページに参考資料として位置図、平面図、立面図を添付しております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第24、議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、コンテナ積載車。型式、車名、2PG-GX2ABA、日野、RANGER。数量、1台。契約金額、1,078万円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、宮古市津軽石第13地割482番地1。氏名、岩手日野自動車株式会社宮古営業所、所長、南館裕。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、畜産振興事業の用に供するコンテナ積載車を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料1を御覧願います。当該コンテナ積載車の概要は、記載のとおりでござ

います。納期は、令和3年3月12日でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第31、議案第7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行

に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、途方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国民健康保険傷病手当金の支給に関し、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合傷病手当金の支給に関し、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことから、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について。岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、保険料率の算定に関する基準を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

議案第5号 岩泉町当住宅条例の一部を改正する条例について。岩泉町当住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、町当住宅の入居資格を緩和し、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)。令和2年度岩泉町の一般会計の補

正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,662万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,189万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和2年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,897万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第7号までの7件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの7件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時58分）

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 6 月 9 日 午 後 2 時 1 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 6 月 9 日 午 後 2 時 3 2 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	4 番	八重樫 龍 介	5 番	三田地 久 志
	6 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	三 上 久 人
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 6 月 9 日 (火曜日) 午後 2 時 1 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 3 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 請願第 4 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第 9 請願第 5 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第 10 請願第 6 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第 11 発議案第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 (案) の提出

について

(八重樫龍介議員外 5 名提出)

日程第 1 2 議員定数等調査検討特別委員会の調査結果について

(議員定数等調査検討特別委員長報告)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時10分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、菊地弘巳君。どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 菊地弘巳君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（菊地弘巳君） 令和2年6月9日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、菊地弘巳。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第7号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号～請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願から日程第10、請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願までの3件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君。どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 令和2年6月9日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願、採択すべきものと決定。

請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願、不採択とすべきものと決定。

請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願、不採択とすべきものと決定。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

請願第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり不採択と決定しました。

これから請願第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり不採択と決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、発議案第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

4番、八重樫龍介君。どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 発議案第1号、令和2年6月9日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、八重樫龍介。賛成者、岩泉町議会議員、三田地泰正、同じく林崎寛次郎、同じく小松ひとみ、同じく畠山昌典、同じく坂本昇。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙をお開きください。医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）。

日本の医師数は、100床当たり17.1人でドイツの47.6人、イギリスの97.7人（OECDヘルスデータ2014）と比較して極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では週労働時間は平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

先般、「家事・育児のため女性医師はアクティビティが劣る」などを理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題です。日本の女性医師数は、全体の2割にしかすぎず、4割を超

えているOECD諸国と比較しても異常な低水準となっています。女性医師も含むすべての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。

ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来設計は、想定する医師の長時間労働の改善は極めて不十分なものであり、また、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、女性医師への偏見と差別を克服するに足る医師の長時間労働の改善には全く覚束無いばかりか、救急・産科・小児科など「地域医療崩壊の危機」を打開するため拡大された医師養成水準を引き下げることによって、再び、同様の危機を招くことさえ危惧されます。高齢者人口の参加にともない、2055年頃まで高止まりすると見通される医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求めるものです。下記の事項について国に要望します。

記。2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月9日、岩手県岩泉町議会議長、加藤久民。

なお、意見書の提出先は次のページにあります。後ほど御覧ください。

以上です。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

追って、発議案第1号の意見書は、本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎議員定数等調査検討特別委員会の調査結果について

○議長（加藤久民君） 日程第12、議員定数等調査検討特別委員会の調査結果についての報告を求めます。

本件について委員長の報告を求めます。

議員定数等調査検討特別委員長、坂本昇君。どうぞ。

〔議員定数等調査検討特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○議員定数等調査検討特別委員長（坂本 昇君） 令和2年6月9日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。議員定数等調査検討特別委員会委員長、坂本昇。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり岩泉町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。1、調査事件、岩泉町議会議員定数及び報酬等について調査、検討。

2、調査の経過、第1回、令和元年12月10日（委員長、副委員長の互選）。第2回、令和元年12月18日（アンケート結果報告、今後の検討・調査事項決定）。第3回、令和2年1月23日（県内町村議会議員報酬の改正状況、選挙公営の拡大検討や有識者からの意見聴取の実施を決定）。第4回、令和2年4月21日（有識者からの意見聴取）。第5回、令和2年5月14日（有識者意見聴取の取りまとめ）。第6回、令和2年5月14日（有識者意見聴取報告、委員長報告書の取りまとめ）。

3、調査の結果及び意見。（1）、議員定数及び議員報酬は、現状維持とする。（2）、議員の成り手不足については、議会としての取組を引き続き検討する必要がある。

以上であります。

○議長（加藤久民君） 議員定数等調査検討特別委員長報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 2時32分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

三 田 地 久 志

署 名 議 員

林 崎 竟 次 郎
